

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から49年3月まで
私が、20歳のときに父が国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、毎月地区の婦人会が集金しており、父が納付してくれていたが、父が不在のとき、私が数回納付したこともある。
申立期間が国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の被保険者の資格記録により、昭和48年7月に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、i) 昭和41年3月から46年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、ii) 46年4月から48年3月までの期間は過年度納付が可能であり、48年4月から49年3月までの期間は現年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付したとは申し立てていない。

さらに、申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨の供述を行っているところ、申立人の父は既に死亡しており、また、申立人は国民年金の加入手続に関与していないため、申立人の国民年金への加入状況が明らかでない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人の父が不在のとき以外は父が納付してくれていた旨の供述を行っているところ、前述のとおり申立人の父は既に死亡しており、また、申立人は申立人

の父が不在のときに数回国民年金保険料を納付した記憶がある旨の供述を行っているものの、保険料納付に係る具体的な状況については覚えていないため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況も明らかでない。

しかしながら、申立人は、昭和 43 年分及び 44 年分の確定申告書（控）を所持しており、各確定申告書（控）の社会保険料控除欄には国民年金保険料の納付額が記載されており、同金額は当該年の年間の国民年金保険料額と一致する。

このほかに、申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持しておらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 42 年 7 月まで

昭和 36 年 4 月から国民年金に加入していたが、40 年 3 月から 42 年 8 月末までは厚生年金にも加入した。当時は、厚生年金と国民年金に同時に加入できるものと考えていたが、後に近所の方から両方同時には加入できないと言われ、社会保険事務所（当時）に相談し、厚生年金の脱退手当金について説明を受け手続をした。国民年金については将来の受給を楽しみに継続して保険料を納付した。

平成 11 年に厚生年金保険給付の裁定請求をした際、申立期間が国民年金には加入できない期間であったことを初めて知らされ、納得できる説明もないまま国民年金の保険料が還付された。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成 11 年 2 月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金被保険者期間として記録され、納付済期間とされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の国民年金保険料は同年 12 月に還付されている。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、これが 30 年以上国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことを踏まえると、年金裁定

請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から平成3年3月まで
20歳のとき、母から国民年金保険料を納めるよう勧められ、市役所で国民年金の加入手続をしてもらった。

申立期間当時、市役所から送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の前後の被保険者の加入年月日により、平成3年4月に払い出されたものと推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（平成3年4月）において、申立期間のうち、昭和58年7月から63年12月までの期間については、時効により国民年金保険料が納付できない上、平成元年1月から2年3月までの期間については過年度納付、同年4月から3年3月までの期間については現年度納付が可能であるものの、申立人は、保険料を遡って納付したとは申し立てていない。

さらに、申立期間は、93か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 532

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月

昭和52年2月に会社を退職したのでA村（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い国民年金に加入し、国民年金保険料は地区の婦人会の集金を通じて納付していた。

昭和53年7月からC事業所に勤務し厚生年金保険に加入した。

国民年金に加入して保険料は婦人会を通じて全て納付しているはずなのに、記録では申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、C事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和53年7月1日に取得しているが、A村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は53年6月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 533

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
会社を退職した後、A市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、毎月、勤務していた会社の近くの金融機関で納付していたことを覚えている。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和59年4月12日に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間において、国民年金に再加入したことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間として管理されていたものと考えられ、申立期間の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、昭和61年4月の基礎年金制度導入に伴い、同年3月時点において国民年金の任意加入被保険者であった者は第1号被保険者又は第3号被保険者への種別変更が行われることとなるが、申立人は、オンライン記録並びにA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金収納簿において、同年4月1日に第1号被保険者として国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人が申立期間当時は国民年金に任意加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年6月まで
20歳の頃、厚生年金保険の適用事業所ではない事業所に勤務していたため、母が国民年金の加入手続をし、保険料も自宅に集金に来ていた方に納付していたことを記憶している。
申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の被保険者の資格記録により、昭和61年4月に払い出されたものと推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、A町（現在は、B市）の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号払出時点において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和60年6月1日に遡り、国民年金に加入していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月及び同年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月
② 昭和48年8月から49年3月まで

昭和48年3月頃、A事業所を退職したとき、父がB町（現在は、C市）役場で加入手続を行って国民年金に加入した。

国民年金保険料は、父が当時同居していた家族と自分の分をまとめて地区の納付組織を通じて納付していた。

家族全員の国民年金保険料を父がまとめて納付していたのに、自分の分だけ申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月頃、父親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入者の加入記録により、51年4月頃払い出されたものと推認でき、この頃、国民年金に加入したものと考えられるが、当該時点まで、申立期間は未加入期間とされていたことから、申立人の父親が納付組織を通じて国民年金保険料を納付することはできない上、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述のとおり、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和51年4月の4か月後の同年8月に、49年7月から51年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるところ、当該過年度納付がなされた時点において申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、申立期間の保険料は特例納付（第3回）により納付が可能であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が納付組織を通じて納付していたと申し立てているところ、納付組織には特例納付の保険料を納付できないため、特例納付による保険料納付は考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の父親は既に死亡し

ているため申立期間の納付状況が不明である上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月に高等学校を卒業し、同年 4 月 1 日に A 社に入社し、その後、知人の紹介で B 社（現在は、C 社）の事業所に転職することになり、36 年 10 月末で A 社を退社した。

同時期に A 社に入社した同僚には、厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、自分の記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ高等学校から A 社に同期入社した同僚の同社に係る厚生年金保険記録、及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名及び申立人と上記の同僚が記憶する申立人と同職種の従業員の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番は無い。

また、申立期間の A 社における従業員数について、申立人及び複数の同僚は、30 人程度と供述しているところ、オンライン記録によると、18 人から 21 人であることが確認できることから、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A 社の当時の事業主は、「申立期間の賃金台帳等の資料は保管しておらず、当時の事務担当者が死亡しているため申立人の厚生年金保険の加入記録が無い事情については分からない。」と供述している上、申立人も申立期間の給与明細書等を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 5 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社（現在は、B社）において厚生年金保険に加入していた昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 5 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の計算期間の全部又は一部に昭和 32 年 9 月以前の被保険者期間がある場合、社会保険事務所（当時）は、厚生省（当時）に対し記録の照会をする取扱いがなされていたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金裁定のための記録照会に対する回答が昭和 35 年 10 月 20 日に行われたことを示す「回答済 35.10.20」の表示があることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金の支給額は法定支給額と一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録が記載されている欄に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社に係る健康保険整理番号の前後に記録がある女性 50 人のうち、申立人の同社に係る被保険者資格喪失日（昭和 35 年 10 月 5 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の支給要件を満たしている者 11 人（申立人を除く。）の支給記録を調査したところ、9 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 8 人は、4 か月以内に支給されていることが確認できる上、当時は通算年金制度創設以前であ

ったことを踏まえると、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 25 日から 35 年 12 月 4 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社において厚生年金保険に加入していた昭和 32 年 11 月 25 日から 35 年 12 月 4 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、B社の13か月間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年1月26日に支給されていることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されている欄に「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る健康保険整理番号の前後50番以内に記録がある女性81人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和35年12月4日）の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の支給要件（被保険者期間24か月以上）を満たしている者は43人いるところ、そのうち12人に脱退手当金の支給記録があり、うち9人は資格喪失日から半年以内に脱退手当金が支給されていることが確認できることから判断すると、事業主により代理請求が行われた可能性が考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月14日から20年9月1日まで
国(厚生労働省)の記録によると、A社において厚生年金保険に加入していた昭和18年4月14日から20年9月1日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前のB社に係る被保険者期間についてはその請求の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立期間当時、脱退手当金の一般的な支給要件は、被保険者期間が3年以上20年未満の者で、業務外の事由により死亡した場合、又は、資格喪失後に被保険者となることなく1年経過した場合と規定されており、申立人は、この支給要件に該当しない。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているB社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、また、申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和20年11月24日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時、厚生年金保険法第49条の3において、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上3年未満の者で、戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小が原因で被保険者資格を喪失した場合には脱退手当金を支給するという特別規定が設けられており、申立人のA社に係る被保険者期間は、当該

特別規定に該当するところ、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給金額及び支給年月日が記載されており、これらはオンライン記録と一致する上、備考欄には脱退手当金支給の根拠条文を示す「49 - 3」の記載があり、その上段には「給＊」と個別の記号が付されている。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社に係る健康保険整理番号の前後50番以内に記録されている者で、申立人と同日付けで同社に係る被保険者資格を喪失し、資格喪失時に脱退手当金の受給要件を満たしていることが確認できる39人（申立人を除く。）の同僚の支給記録を確認したところ、10人に脱退手当金の支給記録があり、その10人全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることが確認でき、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、前述の特別規定に該当する申立期間について、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。